

女性活躍加速のための重点方針2019

(令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

- 健康寿命の延伸や女性の就労意欲等を踏まえ、生涯を通じた女性の社会参画が重要
- 女性が抱える困難な状況や女性に対する暴力等がいまだ解決されず
- 女性が活躍するためには地域の実情に応じた取組が重要

I 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
民間シェルター等における被害者支援のための取組促進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生プログラムを含む包括的な被害者支援体制の構築、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上、セクハラ根絶に向けた対策の推進
- 生涯を通じて女性の健康支援の強化
子宮頸がん・乳がん検診等の更なる推進、更年期における相談等の支援の充実や骨粗鬆症検診の質の向上などライフステージに応じた健康保持の促進
- 困難を抱える女性への支援
様々な困難を抱える女性等のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援、予期せぬ妊娠等による若年妊婦等への相談支援、養育費の履行確保に向けた取組

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

- 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実
地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進
- 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進
待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て・介護基盤の整備、幼児教育・保育・高等教育の無償化
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応
学校教育段階からの男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育プログラムの開発
- 女性活躍の視점에立った制度等の整備
働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の改定

- 人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築を目指す
- 困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組む
- 「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

- 地方創生における女性活躍の推進
女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進、都道府県における官民連携型のプラットフォームの設置・活用促進を通じて女性の新規就業支援
- 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
女性活躍推進法の改正により行動計画策定等の義務対象となった中小企業への支援や女性活躍情報の「見える化」の深化、キャリアアップ等を総合的に支援するモデルの開発・普及など中高年女性をはじめとする女性の学び直しや就業ニーズの実現、多様で柔軟な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスやテレワークの推進
- 男性の暮らし方・意識の変革
企業や国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の推進、男性の家事・育児等への参画に向けた国民の意識の醸成
- 政治分野における女性の参画拡大
諸外国の取組を含めた実態の調査・情報提供、地方公共団体における好事例の収集・展開の実施について検討
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
医師の働き方改革、科学技術・学術分野における女性の参画拡大、女性の起業への支援、ジェンダー投資の推進、女性役員登用の拡大、国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信

参考：これまでの女性活躍加速のための重点方針の成果

安全・安心な暮らしの実現

- 女性の健康増進に向けた取組
- ひとり親家庭・多子世帯応援プロジェクトの開始（平成27年度～）
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年5月成立）
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする刑法の一部改正（平成29年7月施行）
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設（平成29年度）
→性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを全47都道府県に設置（平成30年10月）
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化（平成29年8月～）
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」（平成30年6月）

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒し、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を行う（「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月））
→放課後児童クラブについて、令和3年度末までに約25万人分、令和5年度までに計約30万人分を整備（「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月））
- 幼児教育・保育・高等教育の無償化
→子ども・子育て支援法の改正（令和元年5月成立）
→大学等修学支援法（令和元年5月成立）
- 介護サービスの基盤整備
→介護人材の確保（25万人分を目標（「ニッポン一億層活躍プラン」（平成28年6月）））
- 施行令等の改正により、住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記が可能（平成31年4月成立）
- 政令改正・施行により、乳児用液体ミルクの製造・販売が可能（平成30年8月）

あらゆる分野における女性の活躍

<制度等>

- 女性活躍推進法の成立（平成28年4月全面施行）、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等と内容とする改正（令和元年5月成立）
 - 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始（平成28年度～）
→国及び独法等の29年度実績：金額 約1兆3,400億円、件数 約1万3,600件
 - 地域女性活躍推進交付金の創設（平成29年度～）
 - 男女雇用機会均等法等改正
（いわゆるマタハラ防止のための改正：平成29年施行、セクハラ防止対策の強化等：令和元年5月成立）
 - 働き方改革関連法（平成30年6月成立）
 - 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法の改正（平成29年10月施行）
 - 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
 - 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）の創設（平成28年度～）
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立（平成30年5月施行）
- ### <事業展開>
- 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
 - 理工系女子応援ネットワークの構築（令和元年5月：194団体）
→夏のリコチャレ（平成30年度実績：123団体165イベント実施 約24,000名参加）
 - 役員候補となる女性リーダー育成研修の実施（平成28年度～）
 - 学び直しの促進に向け、60時間以上での履修証明書の交付が可能（平成31年4月～）
 - 女性起業家等支援ネットワークの構築（平成28年度～、全国10箇所）
 - 「イクメンプロジェクト」「さんきゅうパパプロジェクト」「“おとう飯”始めよう」キャンペーンなどにより、男性の家事・育児等の参画促進
 - WAW！（国際女性会議）の開催（平成26年～、5回開催）

女性活躍加速のための重点方針2019（暴力部分抜粋）

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。女性に対する暴力の実態（「男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度）」。20 歳以上の男女 5,000 人を対象。）については、無理やりに性交等された被害経験のある女性は 13 人に 1 人（有効回答数：女性 1,807 人中 141 人）、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の被害経験のある女性は 3 人に 1 人（有効回答数：結婚経験のある女性 1,366 人中 427 人）と、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等の被害は引き続き深刻な社会問題となっている。

DV については、配偶者暴力相談支援センターに対する相談件数が平成 26 年度以降連続して 10 万件を超え高止まりの状況にあり、また、児童虐待との関連性についても指摘されていることから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る上で重要な民間の支援団体との緊密な連携、被害者支援の一環として位置付けられる DV 加害者の更生を含む加害者対応の在り方の検討、児童虐待対応と DV 対応との連携強化など、これまで以上の対応が求められるところである。

このほか、セクシュアル・ハラスメントについては、都道府県労働局に寄せられた相談件数が、約 7,000 件（平成 29 年度）と男女雇用機会均等法に関するもので最も多くなっており、こうしたことも踏まえ、第 198 回通常国会において、セクシュアル・ハラスメント対策の実効性向上等を盛り込んだ男女雇用機会均等法等の改正法が成立した。

このような状況を踏まえつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組について、より一層強力に進めていく必要がある。

（1）性犯罪・性暴力への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶

①刑法一部改正法附則第 9 条に基づく性犯罪に関する各種施策の 3 年後検討に向けた調査研究の実施

刑法一部改正法附則第 9 条に基づく性犯罪に関する各種施策の 3 年後検討に向け、「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」(平成 24 年 7 月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会) 及び衆参両議院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、法改正を含めた総合的な施策検討に資するよう性犯罪等被害の実態を把握するための調査研究を引き続き実施するとともに、その結果を踏まえた必要な対応を行う。

②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上

性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）について、各都道府県への設置が実現され

たことを踏まえ、その運営の安定化及び質の向上を図るため、地域における社会資源の有効利活用や関係機関・団体による連携の下、24 時間対応化や拠点となる病院の整備促進、専門性を高めるなどの人材の育成や確保を含め、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。

また、ワンストップ支援センターにおける支援の実態や課題の把握、メール・SNS 等の活用、共通ダイヤル化や夜間・休日の相談対応等を含む体制強化に向けた調査研究を実施する。

③性犯罪・性暴力被害対応と児童の性虐待対応との連携強化の促進

ワンストップ支援センターを対象として、性虐待に関する専門知識や関係機関との連携強化に向けた研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国のワンストップ支援センターや関係機関に共有する。

④性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」については、平成 31 年 4 月から全都道府県において 24 時間運用が実現したところであり、これを適切に運用するとともに、国民への更なる周知等を図る。

⑤性犯罪捜査体制の整備

性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合も含め、被害者の身体から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材の警察署や医療機関への整備を進めるなど、必要な証拠の収集に努める。

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性警察官等を指定し、被害者が捜査の過程において受ける精神的負担の緩和に努める。また、警察庁及び都道府県警察において、性犯罪捜査に従事する女性警察官等を対象とした研修等を引き続き実施し、実務能力の向上を図る。

⑥「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成 29 年 5 月 19 日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）に基づき、引き続き、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。

⑦「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく対

策の推進

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成 29 年 4 月 18 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民各層の協力を得つつ、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取（協同面接、代表者聴取）等の関係機関の連携強化、児童が自らを撮影した画像に伴う被害（だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。いわゆる「自画撮り被害」。）を防止するための児童や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。

⑧メール・SNS 等を活用した相談の試行実施による、若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上

若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上に向け、メール・SNS 等を活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積及び普及を図る。

⑨若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討

若年被害女性に対し、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチや居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」等のアプローチを行う仕組みについて、モデル事業を引き続き実施するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、検討する。

（2）セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」（平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づき、国家公務員に対する研修の実施によるセクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等の周知徹底やセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備等を着実に実施する。

また、男女雇用機会均等法等の改正法及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」（平成 31 年 4 月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告）の趣旨を踏まえ、労働分野はもとより、教育・スポーツ等を始めとする他の分野においても、相談体制の整備や実効性の確保を始め、被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を促進する。また、関係省庁で連携し、実態を把握しながら、就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止策を実施する。

（3）配偶者等からの暴力への対策の推進

①DV 対応と児童虐待対応との連携強化

被害者（子供も含む。）に対する保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等の DV 対策に関連性を有

する関係機関による協議会の活用を促進するほか、医療関係者に対する協議会への参加の呼び掛け等に努める。また、広域対応を含む関係機関間のより柔軟な連携の在り方について具体的に検討・共有することにより、個別事案における情報共有の在り方を含めた関係機関相互の連携体制の一層の整備・強化に取り組む。さらに、児童福祉法に基づく要保護対策地域協議会等 DV 対策に関連性を有する既存のネットワークとの連携や児童虐待防止法に基づく重大事例検証における DV 対応の観点を含めた検証など、児童虐待関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについて検討する。

DV 対応機関と児童虐待対応機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討を行う。

配偶者暴力相談支援センター及び DV 被害者のための民間シェルター、並びに児童相談所等を対象として、DV と児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための官民連携による研修等を実施する。

女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）において、児童虐待防止推進月間（11 月）と連携しつつ、予防啓発に加え、DV の特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への通報を促す等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。

②民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進

DV を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える女性（以下「生きづらさを抱える女性」という。）に対する支援を政府一体となって推進する。そのため、生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルターや相談センター等について、その実態や課題を把握するとともに、当該民間シェルターや相談センター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①心理専門職等によるメンタル面のケア、②母子一体型支援、③児童虐待対策との連携、④一時保護後の切れ目ない総合的支援、⑤メール・SNS などを活用した相談 等）を試行的に実施し、これにより得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積・普及に係る調査研究（パイロット事業）を実施する。併せて、婦人保護事業の必要な見直しについて検討する。

民間シェルター等における被害者支援情報やノウハウ等の共有を推進するため、民間シェルターのネットワーク強化に向けた取組を促進する。また、民間シェルター等に対し、寄附金税制等の利活用促進に向けた情報提供等を行う。

婦人相談所において一時保護された被害者等が、地域で自立し、定着するための支援に関する地方公共団体と民間シェルター等との連携の在り方等について、モデル事業の実施状況や、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、検討する。

被害者への対応に当たっては、被害者に障害等様々な背景を有する者が含まれていることに十分留意しつつ、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのない

よう、きめ細かい配慮を行う。

③加害者更生を含む DV 対策の推進

加害者更生を含む加害者対応に関する取組は被害者（子供も含む。）の安全・安心を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を実施する。また、リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づく被害者支援及び加害者対応、再被害の防止に向けた官民連携による加害者更生プログラムの実施状況や実施促進に向けた課題等を調査し、その結果を踏まえ、地方公共団体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成等、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討する。

④婦人保護事業の見直しの検討

平成 30 年度に立ち上げた「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、他法他施策優先に関する取扱いの見直しや一時保護委託の積極的活用等をはじめ、婦人保護事業の運用面における改善に速やかに取り組む。また、社会の変化や支援ニーズに見合った婦人保護事業の見直しを図るため、同検討会において引き続き議論を行い、その議論を踏まえつつ必要な見直しについての検討を加速する。

⑤市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等

市町村において配偶者暴力相談支援センターの設置が進まない都道府県における実態把握等を行いつつ、引き続き同センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。

⑥配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行状況、配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態、制度の利用状況等を把握するとともに、配偶者暴力防止法の一部改正を含む児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法案の審議状況や過去に発生した重大事案の検証等を踏まえ、今後の対策の見直しと強化に向けた検討を進める。

（４）ストーカー事案への対策の推進

①「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施

ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の都道府県への補助、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ

における地域精神科医療との連携等に係る経費の一部の都道府県への補助等、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議。平成 29 年 4 月 24 日改訂。）に基づく各種取組を実施する。

②ストーカー加害者更生に関する取組の実施

ストーカー加害者の評価を行い、ストーカー加害者自身に加害行為を認識させるとともに、関係機関とも連携して必要な支援につなげるための取組についての調査研究結果を踏まえ、多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組を進める。

（５）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

①的確な実態把握の推進

DV 等の女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方や相互の関係性等について検討する。

②効果的な広報・周知方策の検討

様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、SNS などの新たなコミュニケーションツールの活用を含め、効果的な広報・周知方策について検討し、広く国民に対する実効性のある意識啓発のための活動を行う。

③若年層を対象とする予防啓発の拡充

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、SNS 等を活用した若年層に届きやすい広報媒体の活用や、その内容の充実など若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。

④関係機関・団体の連携の促進及び研修等の充実

女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、ワンストップ支援センター、児童相談所、民間シェルター等を始めとした各機関・団体における連携を更に促進するとともに、職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。